

登米市消費生活通信

第17号 2026年度(10月)

ご用心!! 災害に便乗した悪質商法!!

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生します。特に最近では「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」「保険金を使える」などと勧誘する手口についての相談が多く寄せられています。

【工事、建築の相談事例】

- ① 台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積もりのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を提示された。仕方なく支払ったが納得できない。
- ② 屋根の無料点検後「このまま放置すると雨漏りする」と言われ高額な契約をさせられた。



【アドバイス】

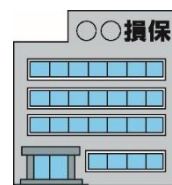
- 修理工事等の契約は慎重にしましょう。
- 契約を迫られてもその場では決めず複数社から見積もりを取って比較検討しましょう。
- 契約後でも、クーリング・オフができる場合があります。

【保険金を口実にした勧誘】

- ① 「損害保険で雨どいの修理ができる」と業者の訪問を受けた。せっかくなのでドローンを使って屋根の撮影もしてはどうかと言われお願いした。不安になったので断りたいが業者と連絡が取れない。
- ② 台風の後片づけをしていたら、業者が来訪し「損害保険を使って無料で屋根の修理ができる、経年劣化で壊れたものも保険で修理できる」と言われた。不審だ。

【アドバイス】

- 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。
- 経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と申請するなど、嘘の理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。



【寄付金、義援金を口実にした勧誘】

- ① ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった。
- ② 市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められた。

【アドバイス】

- 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。
- 金銭を要求されても、決して支払わないでください。
- 公的機関が電話等で義援金を求めることはありません。

【注意】 悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質商法には十分注意してください。また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、たしかに団体を通して送るようにしてください。

カーリースに関する消費者トラブルに注意!!

カーリースとは、リース会社が所有する車を一定の期間借りて利用できるサービスです。購入した場合に必要な初期費用のほか、車の維持にかかる税金や点検整備費用等が月々のリース代金に含まれているため、毎月定額料金で車を利用できることが特徴です。ここ数年ライフスタイルの多様化や新車の供給体制の変化等により一般消費者を対象にした契約が増加傾向にあり、それに伴い相談件数もここ数年増加傾向にあります。

【相談事例】

- ① ローンと同じと言われ契約したが走行距離制限や中途解約料があるカーリース契約だった。
- ② 契約期間内にカーリースの解約を申し出たら、突然解約料を請求された。
- ③ カーリース契約満了後、残価を支払わないと車を受け取れないと言われた。
- ④ 9年後、車が自分のものになると勧誘されカーリース契約をしたが実際は違った。

【カーリースってどんな契約？】

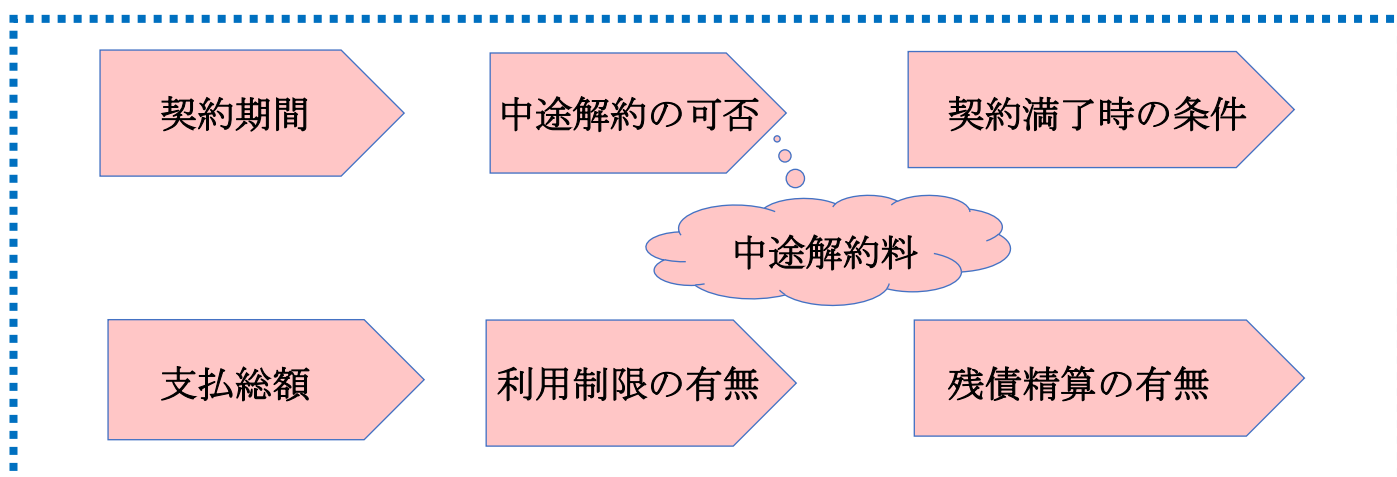
- ✧ リース会社が所有する車を一定期間借りて利用するサービス。
- ✧ 毎月一定額をリース会社に支払って車を独占的に利用できる。
- ✧ 車の登録料、税金、整備費用等はリース会社が支払う。
- ✧ 中途解約や利用方法、契約満了時の条件がある。



【カーリースの仕組み】

カーリース契約は、リース会社が消費者に期間を設けて車を貸し出す形で提供するものです。車の購入の場合は販売店と消費者との売買契約ですが、カーリース契約はリース会社と消費者の**賃貸借契約**となり、**車の所有者はリース会社**になります。**原則として中途解約ができず、解約できる場合でも解約料等が生じる、多くの場合走行距離等、利用に関する制約がある等の特徴があります。**

【契約する際の主なポイント】



【アドバイス】

- カーリースの仕組みを理解して、**自身の利用方法に合っているかをよく検討**しましょう。
- 契約書の内容を**しっかり確認**して不明な点があれば**必ず契約前に事業者を確認**しましょう。

瘦身目的等のオンライン診療トラブル

オンライン診療はスマートフォンやタブレット、パソコンなどを使って自宅にしながら医師の診察や薬の処方を受けることができる診療です。コロナ禍以降オンライン診療が可能となり、実施する機関も増えていますが、それに伴い全国的に相談も増えており、瘦身目的等のトラブルも目立ちます。

【相談事例】



- ① オンライン診療で処方されたダイエット治療薬が糖尿病治療薬で副作用があることが分かった。解約を申し出たが「1回目はキャンセルできない」と言われ、後日薬が届いた。副作用の説明は受けておらず、1か月分で2万円を超え高額なので返品したい。
- ② オンラインで心療内科を受診し、2年分の薬代の請求を受けた。まずは半年分の薬を処方されたが解約希望。
- ③ オンライン診療時に1か月分の薬の処方を希望すると「3か月分からしか処方できない」と言われ、後日薬が届きコンビニから約3万円を支払った。ところがその後、薬を発送する旨のメールが届き、初めて定期購入になっていることを知った。

<瘦身目的等のオンライン診療でのトラブルの流れ>



① SNSなどでダイエット等の広告を見て興味を持ち、タップするとオンライン診療サイトに遷移する。

② オンライン診療サイトで受診予約する。

③ 予約日時にオンライン診療で受診し、薬が処方されるが、処方薬や副作用の説明、問診等が十分でないケースも。

④ 後日、自宅に処方薬が届く。数か月間継続的に処方薬が送付される定期購入も目立つ。

⑤ 処方薬が合わない、副作用が出たなどがあっても定期購入の中途解約には条件が付されていることが多い。

<オンライン診療の特徴>

<メリット>

- ・通院の手間が省ける
- ・待ち時間を短縮できる
- ・全国どこからでも受診できる

<デメリット>

- ・検査・処置ができない
- ・通信トラブルの可能性がある
- ・処方に制限がある場合がある

【アドバイス】

- 受診するときは治療内容や処方薬、副作用等のリスク、万が一の時の対応等に関して、医師からしっかり説明を受けましょう。
- 糖尿病治療薬は瘦身目的の使用に関して安全性と有効性は確認されていません。
- 解約条件等について申し込み前によく確認しましょう。定期購入になっているケースや解約できる条件が付されていることもあるのでよく確認しましょう。

成人式の晴れ着レンタル 契約の際に注意すべきポイント

最近の成人式では、晴れ着の購入、レンタル、いずれも業者が早い時期からダイレクトメールを送るなどの営業活動が始めるようです。1～2年先の早期契約をするケースが見られ、キャンセルに関するトラブルが起きています。

子ども・若者サポート情報 第229号 2026.2.5

成人式の晴れ着レンタル 早期契約や強引な勧誘に 注意!

事例1 高校生の娘と店に出向き、2年先の成人式用に振袖のレンタルを約25万円で申し込んだが、他に気に入った着物を見つけたのでキャンセルを希望した。利用規約には、成約後30日以内のキャンセルは50%のキャンセル料が必要と書いてある。2年先なのに50%のキャンセル料は高いと思う。

(当事者:高校生)

事例2 振袖レンタルの案内が届き、店に行ってみた。高校生の娘が好きなものを聞かれるがまま試着した結果、約20万円になった。妻は高額で戸惑ったようだが、店員から「今日決めないとこの振袖は着られないかもしれない」と言われ、仕方なく予約した。価格を明示せずどんどん決めさせる強引な勧誘だ。

(当事者:高校生)



©Kurosaki Gen

ひとことアドバイス

△成人式用の晴れ着レンタルでは、1～2年先の早期契約をするケースが見られ、キャンセルに関するトラブルが起っています。数年先の使用でも契約は有効であり、キャンセル料についても契約内容に従うことになるため、注意が必要です。

△「好みのデザインがなくなる」などと急かされても焦らず、その場で契約することは避けましょう。特に早期契約では、気が変わったり、業者の倒産などのリスクもある

ため、十分に検討しましょう。

△契約の際は、衣装などレンタルされる商品の内容や料金、着付けや写真撮影などレンタル以外のサービス内容や料金、レンタルの期間、契約の成立時期、解約条件やキャンセル料などをよく確認しましょう。

△困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

さぽーとくん

発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：黒崎 玄

★契約前に確認すべきポイント★

- ① レンタルされる商品の内容
衣装のほか小物を含め、何が「レンタルされる商品」に含まれるのか。
 - ② レンタル以外のサービスの内容
着付けや写真撮影など、どんなサービスがあるのか。
 - ③ 料金
上記1. 2の「何」に対して「いくら」支払うのか。
 - ④ レンタルの期間
貸出日と返却日はいつか。
 - ⑤ 契約の成立時期
 - ⑥ 解約条件
どういう場合に解約できるのか。
 - ⑦ キャンセル料
「いつ」から「どのくらい」かかるのか。
- 「今だけのお得なキャンペーン」「期間限定の特典」などと契約を勧められることがありますが、迷っているうちは契約しないこと、契約前に十分な情報を集めることが、大切です。

出典：国民生活センター・イラスト：消費者庁



登米市消費生活相談窓口
☎0220-58-2117(直通)
消費者ホットライン 188(イヤヤ)

【相談時間：月～金(祝祭日・年末年始を除く) 9:00～12:00・13:00～16:00】
(登米市南方町新高石浦130番地(登米市役所南方庁舎2階 市民生活課内))

出前講座のお
問い合わせは
こちらまで!